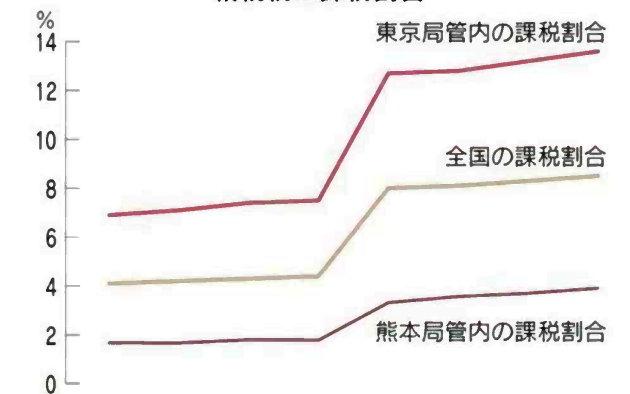
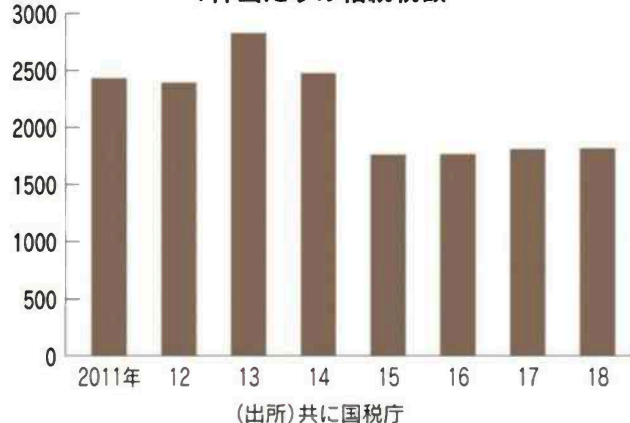


人生100年 お金の知恵

相続税の課税割合



1件当たりの相続税額



「税額が100万円程度の小規模な申告の件数が増えている」。東京都、神奈川県など首都圏で相続税の申告を扱うランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は話す。相続税は富裕層の税金、自分には関係ないと考える人は多いのではないかと。実際、2018年の被相続人（亡くなった人）1人当たりの課税財産額は1億3956万円、税

相続税資産500万円でも

額は1813万円と高額だ。しかし今後は「自宅と金融資産で5000万円程度の中流層も課税を避けられない（清田氏）。親が都市部に住んでいるなら、あなたも相続税を支払う可能性が高い。原因は15年の相続課税強化だ。非課税となる基礎控除が従来の「5000万円+10

増税で都市部の中流層も「標的」

8000万円から4800万円に減った。その結果、東京、大阪など都市部の中流層にも課税の裾野が広がった。増税前の14年は年間死亡者約127万人に対して、相続税が課税されたのは被相続人ベースで約5万6000人。課税割合は4%台だった。増税後の15年以降は年間死亡者130万人台に対し課税対象者は10万人台と、課税割合は8%台に上昇している。特に都市部で比率が増している。東京国税局管内の東京都、神奈川県など1都3県の課税割合は17年には13%台に上昇した。死亡者の8人に1人が相続税の課税対象となる計算だ。全国平均を下回る熊本国税局管内（熊本県、鹿児島県など4県）が4%弱にとどまるのと対照的だ。

財政難は一段と厳しくなる。増税は不可避の状況で、相続税も非課税枠のさらなる縮小などが検討されるだろう。相続税は全国的に中流層を巻き込むことになりそうだ。次いで親の自宅敷地に「小規模宅地の評価減の特例」を適用できるかを検討する。この特例は330平方メートルまでの自宅敷地に配偶者や同居の子などが相続する場合に評価額を80%減らせる。（後藤直久）

ポイント 納税資金は別枠で確保を

人生100年時代には「支出管理」が重要になる。この支出管理には日々の節約だけでなく、節税も含まれる。医療費控除などを利用して所得税を減らすだけでなく、特に負担が大きい相続税節税にも関心を持ちたい。ただ、親が生前贈与に走りすぎた揚げ句、生活資金が足りなくなるような事態は避けたい。相続税の納税原資となる資金は別枠で現金で用意しよう。親と話し合うといいだろう。相続人である配偶者や自分ら子どもが困らないよう家族で準備することも大切な心得だ。